

○野洲市附属機関設置条例【抜粋】

平成30年 3 月28日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項本文の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 2 条例 7 ・一部改正)

(設置)

第 2 条 市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第 1 に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第 3 条 前条の附属機関が所掌する事務は、それぞれ別表第 1 の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 第 2 条の附属機関は、それぞれ別表第 1 の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、それぞれ別表第 1 の委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表の附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 前項の規定により、委嘱され、又は任命された委員の任期は、それぞれ別表第 1 の委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 第 2 項の規定により、委嘱され、又は任命された委員が欠けた場合における当該附属機関の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員等)

第 5 条 執行機関は、第 2 条の附属機関に専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 6 条 執行機関は、第 2 条の附属機関に部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(法令等の定めによる附属機関)

第 7 条 市が執行機関に置く附属機関のうち法令等の定めにより置くものは、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条の規定により市が執行機関に置く附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。